

## 令和5(2023)年度 栃木県農薬危害防止運動の実施について



農薬の使い方、間違っていないですか？ラベルを指さし内容を確認！

### 生産者の皆様へ

#### 1 運動の趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康保護及び環境保全に極めて重要です。このため、関係法令の周知を図り、農薬に対する正しい知識を広く普及することで、農薬事故並びに農薬の不適正な使用及び販売を防止するため農薬危害防止運動を実施します。

#### 2 実施期間

令和5(2023)年6月1日～8月31日の3か月間及び11月1日～令和6(2024)年1月31日の3か月間の合計6か月間

#### 3 実施主体

栃木県

#### 4 重点実施事項

##### (1) 農薬適正使用・管理の徹底

- 農薬の使用に当たっては、ラベル等で登録農薬であることを確認した上で、使用基準(適用作物、使用時期、使用方法等)を遵守し、農薬使用後は、使用履歴を記帳しましょう。
- 「**農薬ラベルの読み上げ運動**」の実施により農薬を適正に使用しましょう。

##### (2) 安全・安心な農産物の生産のための取組強化

- GAP(農業生産工程管理)の実践を通し、農薬の適正使用及び農薬使用履歴の記帳を徹底しましょう。

##### (3) 周辺への配慮の徹底

- 住宅地等に近接する農地において農薬を散布する場合は、周辺住民等への事前周知及び飛散防止対策を徹底しましょう。

##### (4) 蜜蜂の被害防止対策の強化

- 蜂場設置場所付近で農薬を散布する場合は、蜜蜂の活動の盛んな時間帯における農薬散布を避けることや、蜜蜂が暴露しにくい形態の殺虫剤を使用するなどの対策を行いましょう。

##### (5) 無人航空機利用における遵守事項と危害防止対策の徹底

- 無人航空機を用いた農薬散布の際は、関係法令等を遵守するとともに、周辺住民等への事前周知を行い、危害防止に努めましょう。

## 令和5(2023)年度 栃木県農薬危害防止運動の実施について



農薬の使い方、間違っていないですか？ラベルを指さし内容を確認！

### 農薬販売者の皆様へ

#### 1 運動の趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康保護及び環境保全に極めて重要です。このため、関係法令の周知を図り、農薬に対する正しい知識を広く普及することで、農薬事故並びに農薬の不適正な使用及び販売を防止するため農薬危害防止運動を実施します。

#### 2 実施期間

令和5(2023)年6月1日～8月31日の3か月間及び11月1日～令和6(2024)年1月31日の3か月間の合計6か月間

#### 3 実施主体

栃木県

#### 4 重点実施事項

##### (1) 農薬の適正販売の徹底

- ・毒物及び劇物を販売する際は、身分証明書等により譲受人の身元及び使用量が適切なものであるかについて、十分確認を行いましょう。
- ・無登録農薬の疑いがある資材の販売はしないようにしまししょう。
- ・農薬に該当しない除草剤を販売する際は、公衆の見やすい場所に、農薬として使用できない旨の表示を行いましょう。

##### (2) インターネットを利用した農薬の販売届の徹底

- ・インターネットによる通信販売やオークション等を利用して農薬を販売する際は、届出に関する国のWebページの確認等を行いましょう。

(参考) 生産者に対しては、以下の事項を重点的に推進します。

##### (1) 農薬適正使用・管理の徹底

##### ☆「農薬ラベルの読み上げ運動」の推進

- (2) 安全・安心な農産物の生産のための取組強化
- (3) 周辺への配慮の徹底
- (4) 蜜蜂の被害防止対策の強化
- (5) 無人航空機利用における遵守事項と危害防止対策の徹底

# ～農薬ラベルの読み上げ運動～

農薬の使い方、間違っていますか？



**農薬使用前に**  
**農薬ラベルを指さしながら**  
**声に出して読み上げ確認しましょう！**

## 【チェック項目】

- 適用作物
- 適用病害虫
- 希釈倍率
- 使用量
- 使用方法
- 使用時期
- 成分の総使用回数
- その他(使用上の注意点等)



とちまるくん © 栃木県

2人以上で  
確認すると  
なお良し！

文字が小さく見えにくい時は、  
虫眼鏡等を使用しましょう。

農薬の使用方法は、「農薬取締法」によって定められており、農作物には登録農薬を使用し、その使用基準を守る義務があります。（農薬取締法第24条、25条）  
違反をすると、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金を科せられる可能性があります。（農薬取締法第47条）

# 農薬が適正に使用されないと、 食品衛生法に基づく残留基準値を超えて 農薬が残留する可能性があります。

## ○近年の残留基準値超過の主な原因（農林水産省発表）

- ・使用する農薬に対する慣れからラベルを確認しなかった。
- ・名前や形状が類似した農作物に適用があることから、使用する農作物にも適用があると思い込み、誤って使用した。
- ・近隣のほ場で栽培されている作物に使用した農薬が飛散した。
- ・防除器具の洗浄が不十分であったため、別の農作物に使用した農薬が混入した。

ラベルの確認不足や思い込みによる  
誤った使用事例が確認されています。  
使い慣れた農薬でも使用前には必ず  
ラベルを確認しましょう。



とちまるくん © 栃木県

## 農薬の適正使用に関するお問い合わせ先

河内農業振興事務所	TEL 028-626-3070
上都賀農業振興事務所	TEL 0289-62-6125
芳賀農業振興事務所	TEL 0285-82-3074
下都賀農業振興事務所	TEL 0282-24-1101
塩谷南那須農業振興事務所	TEL 0287-43-2318
那須農業振興事務所	TEL 0287-22-2826
安足農業振興事務所	TEL 0283-23-1431

農業環境指導センター  
TEL 028-626-3086  
農政部経営技術課  
TEL 028-623-2286